

○「労働安全衛生規則の一部が改正されました」

「令和7年11月18日 付け 厚生労働省令第113号」により

労働安全衛生規則 第577条の2の2【新設】
同 第594条の2 第1項（改正）
同 様式第24号の3（追加）

が改正となり、

令和7(2025)年11月18日に公布、告示 され、
令和8(2026)年 1月1日から施行又は適用 されることとなりました。

【通達】 [・・・ 当協会HPからダウンロードして下さい](#)

令和7年11月18日 付け 基発1118第1号
「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」

令和7年11月18日 付け 基発1118第2号
「皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について」

【厚生労働省令】
(2025. 11. 28)

○「2業種の三重県特定(産業別)最低賃金が 令和7年12月21日から改正されました」

三重労働局長（石田聡）は、三重地方最低賃金審議会に対して諮問を行った特定（産業別）最低賃金の改正決定について、同審議会から令和7年10月23日に三重県電線・ケーブル製造業など2業種に係る特定（産業別）最低賃金をそれぞれ現行額より下記のとおり引き上げる答申を受け、令和7年11月21日、官報公示を行いました。

【改正額】

- (1) 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
時間額 1,097円（現行額1,033円から64円引上げ）
- (2) 三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金
時間額 1,111円（現行額1,047円から64円引上げ）

[👉 報道発表](#)

[👉 詳細](#)

【三重労働局 労働基準部 賃金室】
(2025. 11. 28)

○「個人事業者等の安全衛生対策について」

[「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」](#)  が第 217 回国会で成立し、令和 7 年 5 月 14 日に公布されました。

[\(令和 7 年法律第 33 号\)](#)

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

 [リーフレット](#)

 [参考資料 \(令和 7 年法律第 33 号の概要\)](#)

＜ 厚生労働省では「改正労働安全衛生法説明会」を開催します ＞

全国 13 都市で説明会を開催します **(オンライン併用)**。

説明会では、行政職員による、個人事業者等に係る改正項目を中心に改正労働安全衛生法についての説明のほか、企業の安全衛生に関する課題や成功事例の共有を行う座談会を開催予定です。

参加申込みは [Peatix のページ](#) 又は [「説明会」の表](#) の各回の申込 URL よりお申込みください。

※ 会場の座席数には限りがございます。

満席の場合はオンラインでの御参加も御検討ください。

【厚生労働省】

(2025. 11. 18)

○「労働安全衛生規則 及び 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について」

「労働安全衛生規則」及び「電離放射線障害防止規則」の一部を改正する省令

(令和 7 年厚生労働省令第 108 号。以下「改正省令」)

及び

「透過写真撮影業務特別教育規程」の一部を改正する件

(令和 7 年厚生労働省告示第 287 号。以下「改正告示」)

が、それぞれ **令和 7 年 10 月 29 日に公布又は告示**され、

公布日である令和 7 年 10 月 29 日以降、**順次施行又は適用**されることとなりました。

 [令和 7 年 10 月 29 日 付け 基発 1029 第 1 号](#)



【厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 電離放射線労働者健康対策室】

(2025. 11. 18)